

質問第一一二二号

学校付近における騒音被害調査等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和六年四月十二日

山 本 太 郎

参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 殿

学校付近における騒音被害調査等に関する質問主意書

一 令和六年四月九日、参議院環境委員会において「一般論として聞いています。学校衛生基準破るような騒音を学校付近で引き起こす活動を頻繁に行う集団があった。学校の設置者、自治体がそれに対し抗議をしてもやまない。そんな場合には当然文科省出でてくれるんでしょうということを聞いている。出でこないおつもりですか。」という私からの質問に対し、文部科学副大臣は「まず、設置者がしつかりと対応していただきまして、一般論といいたしましても事案に応じて対応させていただきます。」と答弁しました。

学校衛生基準を破るような騒音を学校付近で起こす活動に対する対応に加えて文部科学省が何らかの対応を行う事案とは具体的にどのようなものか例示されたい。

二 前記委員会において私は「本委員会として、そういうた調査、騒音に対するもの、子供たちに対するもの、心身に対するもの、そしてアンケート調査などを、是非文科省、政府、その他関係するものたちに実施するような決議を是非上げていただきたいんですけども、よろしくお願ひします。」と委員会決議を求めた上で、「子供たちの命、健康が懸かっているということ。なので、是非文科省としても調査をやってい

ただきたい。いかがでしょう。」と求めた。それに対し文部科学副大臣から「しっかりと検討させていただきます。」との答弁を得た。

1 学校付近の騒音状況と子ども達の心身への影響に関する調査について、上記答弁後、文部科学副大臣はどのように検討したか。

2 当該調査に関して、文部科学副大臣はどのように文部科学大臣に報告したか。

3 当該調査に関して、文部科学副大臣は文部科学省にどのような指示を出したか。

三 前記調査に関して「しつかり検討する」と答弁した以上、検討、大臣報告、文部科学省への指示、それについて早急な対応が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。